

# ○山形大学医学部附属病院病院研修生受入れ細則

(平成19年6月19日制定)

改正 平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山形大学医学部附属病院病院研修生受入れ規程(以下「規程」という。)に基づき、山形大学医学部附属病院(以下「本院」という。)における感染及び山形大学医学部附属病院病院研修生(以下「病院研修生」という。)への感染に関する防止対策を講じるために、病院研修生として受け入れる者の健康状態の確認並びに事故等に対する対処について定めるものとする。

(健康状態の確認)

第2条 研修を受けようとする者(以下「研修希望者」という。)(研修希望者の所属の長が研修を委託する場合にあっては、所属機関の長。以下同じ)は、次に定める事項を確認しなければならない。

- (1) 麻疹、水痘、ムンプス及び風疹等の感染性の疾患への罹患の有無
- (2) 委託時又は委託後に、社会的に流行し感染のおそれのある疾患については、その疾患に対する免疫の有無

(申請)

第3条 研修希望者は、医療機関又は保健所において前条に定める確認を行うものとし、規程第3条に定める申請の際には、その結果を添付しなければならない。

(許可)

第4条 病院長は、規程第4条に定める受入れの許可を行う場合には、前条の結果に基づき、感染のおそれがないことを確認するものとし、感染のおそれがあると判断したときは、許可しない。

- 2 規則第4条に定める受入れの許可後、感染のおそれがあることが判明したときは、許可を取り消すことができる。

(研修期間中の健康管理)

第5条 病院研修生は、本院での研修期間中の健康管理に努め、第2条各号に定める疾患に罹患した場合には、速やかに病院長(所属機関の長が研修を委託している場合にあっては、病院長及び所属機関の長。以下同じ)にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の届け出を受けた病院長は、罹患状況を確認し、研修を停止する等の措置を講じなければならない。

(賠償責任)

第6条 本院での研修期間中に、病院研修生が起因して発生した事故等により賠償責任が生じた場合には、病院研修生の責任において対処するものとする。

附 則

この細則は、平成19年6月19日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。